

「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト等運営業務委託

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト等運営業務委託

2 業務目的

本業務は、横浜市中期計画2026-2029（素案）に基づき、スタートアップの創出・成長・立地を推進するため、横浜市内外の起業家やスタートアップを主要なターゲットとして、横浜での事業活動や支援プログラムの利用を促進することを目的に、「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト等を活用し、「横浜市のスタートアップ支援に関する施策情報」、「官民合わせた様々な支援や関連イベント情報」、「本市施策等を活用し活躍している起業家等の情報」などをターゲットに訴求できる手法で発信することとする。

＜参考：横浜市中期計画2026-2029（素案）について＞

下記の横浜市ウェブページに掲載（スタートアップ支援施策についてはP. 47～48参照）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/soan/files/soansasshi.pdf>

3 業務内容

「スタートアップポートヨコハマ」のウェブサイト・SNS（X、Facebook）・メールマガジンを活用し、起業家・スタートアップにとって有益な支援情報を発信することで、横浜でのスタートアップの創出・成長・立地を推進するとともに、横浜市のスタートアップ支援施策や横浜のスタートアップ・エコシステムを広くPRできるように、次の業務を実施すること。

なお、中期計画の計画期間にあたる令和8年度～令和11年度で、スタートアップの創出・成長・立地を推進する情報発信媒体としてウェブサイト・SNS・メールマガジンを効果的に運営できるよう、4か年で計画的にウェブサイトの改修とコンテンツの充実を図ることとする。

(1) 令和8年度～令和11年度の4か年の事業計画(案)

スタートアップの創出・成長・立地の推進につなげるため、起業家・スタートアップをターゲットとして、「スタートアップポートヨコハマ」のウェブサイト・SNS・メールマガジンを効果的に運営し、横浜での活動や支援プログラムの利用を促進するための、令和8年度～令和11年度の4か年の事業計画を策定すること。

事業計画には、3(2)～(6)の業務について、実施年度と実施内容がわかるように記載すること。

令和8年度～令和11年度の4か年で計画的にウェブサイトの改修とコンテンツの充実が図られるよう、各年度の実施内容を記載すること。その際、各年度の指標等、検証すべき内容を設定し、次年度の実施内容に反映すること。

「3(6)ウェブサイトのPR」については、ウェブサイト・SNSの認知向上と利用促進に向けた実施内容とあわせて、各年度の数値目標を設定し、事業計画に記載すること。

事業計画は、当該年度中の業務実施状況、目標達成状況をふまえて、業務の成果を高めるために変更が必要な場合は、受託者と委託者が協議のうえ計画の変更を行うことができる。

横浜市のスタートアップ支援施策の状況により、委託者から計画の変更を求められた場合は対応

すること。

事業計画は、毎年度、当該年度中の業務実施状況、目標達成状況、横浜市のスタートアップ支援施策の状況をふまえて、受託者と委託者で協議のうえ、次年度以降の事業計画の見直しを行うものとする。

(2) 「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイトの管理・運営

ア 管理・運営

ウェブサイト「スタートアップポートヨコハマ」の管理・運営を行うこと。

ウェブサイトは令和7年度に運営したものと継続して運営すること。

(URL <https://socialport-y.city.yokohama.lg.jp/>)

また、本業務が終了し、受託者が交替する際には、次の受託者に遅滞なく運営の引継ぎを行うこと。

イ 横浜市のガイドラインの遵守

ウェブサイトの管理・運営にあたっては、「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」、「横浜市インターネット情報発信ガイドライン細則2 WEBページのリンク基準」及び「WEBページ作成基準」を遵守すること。

※作業時期等は委託者の指示に沿って遂行すること。

ウ 横浜市の「次世代起業人材育成拠点」及び「テック系スタートアップ支援拠点」の運営事業者と連動したPR等

横浜市の「次世代起業人材育成拠点「YOZO BOX」（以下、「YOZO BOX」という）」及び「テック系スタートアップ支援拠点（以下、「TECH HUB YOKOHAMA」という）」の事業者と連動し、各支援拠点において実施する支援プログラム等に関するPRを積極的に実施すること。また、「問い合わせページ」に各支援拠点に関する問い合わせがあった場合は、委託者の指定する事業者へ速やかに連絡すること。

エ 企業版ふるさと納税寄附企業への寄附特典提供

横浜市経済局イノベーション推進課では、企業版ふるさと納税による寄附等を事業の財源として活用しており、寄附企業の希望に応じて独自の寄附特典を提供している。

委託者が必要とする場合、寄附特典の提供ができるよう協力すること。

＜寄附特典の例＞

- ・「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト上で寄附企業ロゴマークを掲出

(3) ウェブサイトのデザイン・レイアウトの改修及び変更

ア スタートアップの創出・成長、立地促進につなげるための計画的な改修（リニューアル）

スタートアップの創出・成長、立地促進に向けて、起業家やスタートアップを主要なターゲットとして、横浜での活動、支援プログラム利用を促進するため、令和8年度～令和11年度の4か年で計画的にウェブサイトのデザイン・レイアウトの改修及び変更を行うこと。

令和8年度は、ウェブサイトのトップページのデザイン・レイアウトを改修すること。

ウェブサイトを訪問した閲覧者が、必要な情報に迷わずアクセスできるよう、トップページの構成や各ページへの導線を設計し、改修すること。導線設計にあたっては、起業家・スタートアップのサイト利用者の意見をふまえて、成長段階や支援ニーズに応じて必要とする支援情報にアクセスしやすいようにすること。

トップページのメインビジュアルは、受託者が作成した案をもとに、委託者と受託者で協議のう

え決定したものを掲載すること。

メインビジュアルは、主要なターゲットである起業家・スタートアップに対して、横浜の認知を高め、参画意欲を喚起するものとすること。

イ 部分的な改修（随時）

より効果的に発信することができるサイトとするため、利便性向上やセキュリティ対策等のために必要が生じた場合は、委託者と相談し、デザイン・レイアウトを改修・変更すること。

（4）事業目的に沿った情報の収集

情報発信に向けて、横浜市を含めた公的機関やその他の団体等からの情報収集に加え、受託者が持つネットワークを活用し、行政では収集が難しい市内の起業家やスタートアップに関する情報、スタートアップを取り巻く最新の状況等を幅広く収集・取材すること。

（5）ウェブサイト、SNS等からの情報発信

ア スタートアップの創出・成長、立地促進につなげるための計画的なコンテンツの充実化

スタートアップの創出・成長・立地を推進するとともに、横浜のスタートアップ・エコシステムを広くPRするため、令和8年度～令和11年度の4か年で計画的にウェブサイト内のコンテンツを充実させること。

起業家やスタートアップからニーズが高い情報や、横浜市のスタートアップ支援の取組・横浜のスタートアップ・エコシステムのPRにつながるコンテンツを、毎年度新たに2ページ程度制作し、掲載すること。

新たなコンテンツは、受託者の提案に基づいて、委託者及び受託者で協議のうえ決定し、受託者が制作・掲載すること。

イ 起業家・スタートアップを対象としたセミナー等支援情報の掲載

横浜市、公的機関及びその他の団体が行う、次の①～⑤の情報を随時収集し、ウェブサイトから発信すること。

受託者が収集した情報に関しては、必要に応じて委託者の確認後、ウェブサイト等へ掲載すること。

情報発信にあたっては、様々なステージの起業家・スタートアップ等が適宜必要な情報を受け取ることができるよう、「情報源」や「対象」を明確に発信すること。

① 横浜市が実施する起業家・スタートアップ支援や、支援企業の取組に関する情報
(随時)

② スタートアップの創出・成長・立地を推進するとともに、横浜のスタートアップ・エコシステムを広くPRすることを目的とした、起業家・スタートアップ等へのインタビュー記事や、横浜のエコシステム関連の最新の状況等に関する取材記事の情報（3回以上／年）。インタビューや取材対象については、委託者と相談のうえ選定し、インタビュー・取材の実施後、委託者及びインタビュー・取材対象者に原稿確認を行ったうえで掲載すること。

③ 起業家・スタートアップ等に役立つ助成金等の支援情報（随時）

④ 起業家・スタートアップ等に有効なセミナーやイベントの情報（随時）

⑤ その他起業家・スタートアップ等の成長に繋がる情報（随時）

このほかに、委託者から掲載依頼のあった情報に関しては、速やかにウェブサイト等に掲載

すること。

また、①～⑤の情報について、ウェブサイトでの情報発信に加え、既存のメールマガジン、SNS(Facebook、X)等により、発信を行い、ウェブサイトへの誘導を図ること。

発信頻度は、メールマガジン(1回以上／月)、X(1回以上／週)、Facebook(随時)とする。

(6) ウェブサイト等のPR

起業家・スタートアップを主要なターゲットとして、サイトへのアクセス数、メールマガジン登録者数、Facebook・Xフォロワー数等を増加させる取組を実施し、ウェブサイトの認知度を向上させること。

ウェブサイト等のPRの取組については、令和8年度～令和11年度の各年度において数値目標を設定すること。

4 事業計画書及び実績報告書の提出（印刷物及びデータ）

(1) 事業計画書

年度当初に年間の計画を作成し、提出すること。

(2) 実績報告書

指定された提出時期までに、以下の報告書の電子データを委託者へ提出すること。

報告書名	提出期限	記載内容
月報 (前月分) ※最終月は契約期間内に提出	各月10日	<ul style="list-style-type: none">・サイトアクセス数（セッション数及びページビュー数）・メールマガジン登録者数、Facebook・X（旧：Twitter）いいね！数（増減含む）・閲覧数が多いページ上位10件・その他、当該サイトに関すること
前期報告書 (4月から9月までの分)	10月14日 まで	<p>4月から9月までの事業成果をまとめた実績報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ウェブサイトの管理・運営における作業状況・情報記事の発信状況（3(5)①～⑤の各項目の発信時期、回数など）・メールマガジン、Facebook、X（旧：Twitter）発信状況・ウェブサイトへの流入経路の上位5件・ウェブサイト等のPRの取組状況・その他の報告事項 <p>※月報の内容も記載すること</p>
後期報告書 (4月から3月までの分)	3月31日 まで	<p>前期に加え、年間の事業成果をまとめた実績報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ウェブサイトの管理・運営における作業状況・情報記事の発信状況（3(5)①～⑤の各項目の発信時期、回数など）・メールマガジン、Facebook、X（旧：Twitter）発信状況・ウェブサイトへの流入経路の上位5件・ウェブサイト等のPRの取組状況・その他の報告事項 <p>※月報の内容も記載すること</p>

5 履行場所

主に横浜市内とする。

6 委託料の支払い

委託料は、部分払（前期及び後期の2回に分けて、実績報告書を本市が検査した後に支払う）または業務の完了検査確認後の一括払のいずれかとし、受託者と委託者が協議のうえ決定する。

7 業務進行上の注意

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書及び別途委託者と協議し、合意のもとで提出する事業計画書に基づき実施すること。
- (2) 委託期間開始日から着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、本事業の目的を熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (4) 詳細事項、業務上重要な事項の選定及び内容に疑義を生じた場合については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 当該業務における経緯、資料などはすべて明確にしておかなくてはならない。

8 特記事項の遵守

業務の遂行にあたっては、3(2)イのガイドラインのほか、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 協働事業

本業務は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業（※）として実施する。受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市市民協働条例12条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を締結する。

※同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。（同条例第2条）

10 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、別途協議して定める。

また、本事業の実施に際しては、横浜市市民協働条例第12条に定める協働契約を締結するものとし、委託者と受託者の連携により推進する。

12 契約条件

この契約は、令和8年度予算が横浜市議会において可決された上、可決後以降に契約書を交わすことによって確定するものとする。